

(別紙) 平成 25 年度環境保全経費の見積りの方針の調整の基本方針

平成 24 年 8 月
環境省総合環境政策局

東日本大震災は、地震、津波、原子力発電施設の事故が複合的に発生し、甚大な被害を生じさせた。発生から 1 年以上が経過した今も、多くの被災者が厳しい生活を余儀なくされている。我が国は、震災からの復興の歩みを着実に進め、安全安心で持続可能な社会を実現しなければならない。環境の側面からも、地震及び津波に伴う災害廃棄物の処理、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境汚染への対処をはじめとして、政府を挙げた復旧・復興の取組を全力で推進する必要がある。

本年策定されるエネルギー・環境戦略を踏まえ、ライフスタイルや事業活動のあり方にも踏み込んでエネルギー構造の重点を大胆にシフトし、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー等を進めていくことが求められている。

また、原子力安全規制については、国民の生命、健康、財産の保護、環境の保全等のため、原子力規制委員会の方針に従って、安全規制に関する組織と制度を強化することが必要である。

地域においては、災害時のリスク分散及び自然資源の活用の観点から再生可能エネルギーや分散型電源の導入を図りつつ、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の観点からも望ましい持続可能な地域づくりを推進しなければならない。特に、東北地方においては、豊かな自然資源や再生可能エネルギーのポテンシャルを活用した復興を進めることが重要である。

世界では、持続可能な開発と貧困撲滅の文脈におけるグリーン経済に向けた取組が広がっている。我が国は、グリーン成長国家を実現し、我が国の優れた環境技術で世界の持続可能な社会に向かう取組に貢献しなければならない。

震災からの復旧・復興の取組は、持続可能な社会の実現に向けた施策と方向性を同じくするものであると考えられる。そのため、震災からの復旧・復興から得られる知見や教訓は、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に向けた取組についても、活かされなくてはならない。

以上のように、震災後、安全安心で持続可能な社会づくり及び震災からの復旧・復興のための施策が求められていることを踏まえ、平成 25 年度の環境保全経費の概算要求に際しては、以下の点に留意して環境保全施策の効果的な展開が図られるよう努めることとする。

1 環境保全施策として重点的な予算措置が必要な施策

(1) 環境基本計画の「重点分野ごとの環境政策の展開」に係る施策

第4次環境基本計画における各施策の中でも、第2部第1章において「重点分野ごとの環境政策の展開」として示された事項に係る施策については、関係する主体が相互に協調と連携の強化を図りつつ、優先的に取り組むこととする。

(2) 東日本大震災からの復旧・復興と放射性物質による環境汚染の防止に向けた施策

東日本大震災からの復旧・復興に向けた環境保全に係る施策の実施のために必要な予算の確保に努めることとする。特に、平成26年3月末を目途として行う災害廃棄物の処理や、放射性物質による環境汚染への対処、三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興による地域振興等自然資源の活用及び再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域社会の構築に向けた取組等については、重点的な展開が図られるよう努めるものとする。

また、原子力規制委員会の方針の下で、原子力安全規制に関する組織及び制度の強化に向けた取組を確実に実施する。

(3) 世界をリードするグリーン成長国家の実現に向けた施策

世界をリードするグリーン成長国家の実現に向けて、省エネルギー・再生可能エネルギーを世界最高水準に引き上げ、地球規模の低炭素社会の実現に貢献する等、世界に先駆けて未来を先取る環境技術開発の推進、環境金融の促進、市場のグリーン化等の取組を強化する。

(4) 低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築に係る施策

関係府省においては、以下の計画等に沿って、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築に向けた施策の推進に努めることとする。

- ・第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）
- ・第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月25日閣議決定）
- ・生物多様性国家戦略2010（平成22年3月16日閣議決定）

2 環境保全経費の事項等

環境保全経費の事項等については、関係府省においては第4次環境基本計画の第2部第4章「環境保全施策の体系」に示された施策の体系及び環境基本法の改正により放射性物質による汚染の予防が環境保全に含まれることになったことを踏まえ、以下のとおりとする。

(1) 地球環境の保全

(2) 生物多様性の保全及び持続可能な利用

(3) 物質循環の確保と循環型社会の構築

(4) 水環境、土壌環境、地盤環境の保全

- (5) 大気環境の保全
- (6) 包括的な化学物質対策の確立と推進
- (7) 放射性物質による環境汚染の防止
- (8) 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組みに係る施策

3 環境保全施策として重点的な予算措置が必要な施策の展開

上記 1 に係る施策を、上記 2 の事項等に沿って整理し例示すると以下のとおりである。

(1) 地球環境の保全

- ・省エネ機器やエコ住宅等の大幅導入等省エネ・省 CO₂ 対策の推進、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等）の導入加速化、森林吸収源対策
- ・持続可能な地域・都市構造や交通システムづくり
- ・避けられない地球温暖化による影響への適応策
- ・被災地の復興に向けた再生可能エネルギーの導入の取組
- ・逼迫する電力需給への対応のための節電に向けた取組

(2) 生物多様性の保全及び持続可能な利用

- ・重要地域の保全とこれらを中核とした国土レベル・地域レベルでの生態系ネットワークの形成
- ・自然環境データの収集・整備・提供
- ・野生動植物の保護管理、外来生物対策の充実
- ・多様な主体が里地里山地域等を管理し、自然資源を持続的に利用する取組の促進
- ・国際的枠組みへの参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全
- ・COP10 の成果を踏まえた、国内外の取組のより一層の推進、関係省庁や地元との連携強化、多様な主体への参画の呼びかけ
- ・被災地の自然環境を活かした地域復興に向けた取組

(3) 物質循環の確保と循環型社会の構築

- ・資源消費の少ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくり
- ・「もったいない」の精神も活かした循環の取組の促進とパートナーシップによるその加速化
- ・ものづくりの段階での 3 R の内部化
- ・廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化
- ・被災地におけるがれき等の災害廃棄物処理の推進のための取組

(4) 水環境、土壌環境、地盤環境の保全

- ・水質、水量、水生生物、水辺地を含む水環境等の保全と持続可能な利用、身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくり

- ・利水・治水と整合した流域ごとの計画策定
- ・流域全体で、貯留浸透・涵養能力の保全・向上
- ・取組を国際的に発信、世界の水問題解決に貢献
- ・閉鎖性水域における環境改善のため、流域全体を視野に入れた総合的、重点的な施策の推進

（５）大気環境の保全

- ・健康で快適な都市の生活環境に資するための良好な大気環境の確保
- ・環境負荷の小さい事業活動・生活様式への変革
- ・環境的に持続可能な都市・交通システムの構築
- ・大気汚染物質の排出削減等

（６）包括的な化学物質対策の確立と推進

- ・ＳＡＩＣＭ国内実施計画等に基づき、有害性・ばく露情報の収集、新たな手法の検討を含む科学的なリスク評価、ライフサイクル全体のリスク管理・削減を推進
- ・子どもの健康に与える影響を解明するための調査・研究等予防的な取組方法の観点に立った未解明な問題への対応
- ・リスクコミュニケーションの推進等による国民の安全・安心の確保
- ・水銀条約交渉への対応等の国際的な貢献や国際的協調下での責務の履行、我が国の経験を活かしたアジア地域等への積極的な国際協力

（７）放射性物質による環境汚染の防止

- ・事故由来放射性物質によって生じた汚染廃棄物の処理、除染等の措置等の推進
- ・放射線による人の健康へのリスクの管理及び野生動植物への影響の把握
- ・放射性物質の監視・測定
- ・原子力利用における安全の確保

（８）各種施策の基盤となる施策及び国際的取組みに係る施策

① 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進

- ・商品・サービスの環境に関する情報の提供、企業の環境への取組についての情報開示の促進
- ・経済的手法の検討
- ・環境マネジメントシステム等環境保全に取り組む能力の向上
- ・環境投資等環境金融の促進
- ・グリーン購入をはじめとする政府調達の取組の推進
- ・国際市場を視野に入れた取組

② 国際情勢に的確に対応した戦略的取組みの推進

- ・地球規模、地域的及び二国間の各レベルでの環境に関する枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献
- ・東アジア地域を中心とする環境・エネルギー協力等により、地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを普及
- ・開発途上地域の環境保全のための支援、国際環境研究の推進
- ・多様な主体との連携の確保と情報、人材等の基盤整備
- ・アジア太平洋における我が国の廃棄物処理システムの構築や静脈産業メジャーの海外展開

③ 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進

- ・被災地におけるエコタウン等環境保全の観点からも望ましい地域づくりに向けた取組
- ・技術パッケージや社会経済システムの全体最適化による技術力の向上や技術の社会実装、グリーン・イノベーションやグリーン成長の実現、震災復旧、復興対策等に向けた環境分野の研究・開発を重点的に推進
- ・地域コミュニティの活動と一体となった環境教育・学習推進等による環境保全のために行動する人づくり
- ・コミュニティ・ビジネス等持続的な取組促進等による環境保全の組織、ネットワークづくり
- ・「環境未来都市」、「環境モデル都市」に対する支援や優れた事例の全国展開等による環境保全の地域づくり
- ・環境情報戦略に基づく環境情報の整備と提供の基盤整備
- ・戦略的環境アセスメント等行政施策における環境配慮のための手法の確立・推進

4 その他の環境保全に係る施策等

上記のほか、政府においては、以下の計画等により今後の環境保全に関する考え方や施策が示されており、関係府省においては、これらを踏まえつつ、必要な予算の確保に努めることとする。

- ・我が国における「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」実施計画（平成 18 年 3 月 30 日決定、平成 23 年 6 月 3 日改訂、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」関係省庁連絡会議決定）
- ・バイオマス活用推進基本計画（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）
- ・森林・林業基本計画（平成 23 年 7 月 26 日閣議決定）
- ・科学技術に関する基本政策について（平成 22 年 12 月 24 日 総合科学技術会議答申）
- ・平成 24 年度科学・技術重要施策アクション・プラン（平成 23 年 7 月 21 日 科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）
- ・当面の科学技術政策の運営について（平成 23 年 5 月 2 日 科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）